

「（仮称）伊佐・えびの・人吉風力発電事業環境影響評価方法書」についての熊本県知事意見

環境影響評価の実施及び環境影響評価準備書の作成に当たっては、次の事項について十分勘案すること。

【全体事項】

- (1) 対象事業実施区域周辺には複数の風力発電事業の計画があることから、本事業との累積的な影響が懸念されるものについては、他事業者と積極的に情報共有を図り、適切に予測及び評価を行うこと。
- (2) 事業計画や工事内容に加え、超低周波音に係る影響範囲等の環境影響評価に関する情報等については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を勘案しつつ、環境影響評価法に基づく説明会の他、自主的な説明会の場等で丁寧に説明することで、地域住民や関係自治体の理解を得るよう努めること。

【水環境】

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺では地下水や湧水を水道等の水源として多く利用していることから、地下水の水量や水質に係る調査を行う必要がないか検討すること。
なお、影響がないと判断した場合には、その根拠を図書に記載すること。

【動物・植物・生態系】

〈植物〉

- (1) 対象事業実施区域の一部にはシイ・カシ二次林やアカガシ二次林等の自然度の高い森林が存在する可能性があることから、現地の植生等の現況調査を踏まえ、事業実施による重大な影響が予測される場合は、当該区域を改変区域から除外する等の対策を検討すること。
- (2) 対象事業実施区域内に生育する自然度の高い二次林の中には、尾根上に希少な植物群集が残存している可能性があることから、尾根周辺の調査については重点的に行うこと。

【景観・人と自然との触れ合いの活動の場】

〈景観〉

- (1) 集落からの眺め等、生活環境の場における景観は住民にとって重要なものであることから、説明会等の際にフォトモンタージュを使用する等、本事業に係る住民の理解促進に努めること。

- (2) 矢岳駅は、特急「いさぶろう・しんぺい」の乗客の他、同駅構内の「人吉市SL展示館」を目的に鉄道愛好家等の観光利用もあることから、身近な眺望点として追加する必要があるか検討すること。